

平成30年度全国中学校ゴルフ選手権団体の部中部地区予選
兼 第3回中部中学校ゴルフ対抗戦

中学用

日時：平成30年6月16日（土）
場所：CRC 白山ヴィレッジゴルフコース キングコース

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）
 - アウトオブバウンズの境界は白杭または境界線（太い白線）をもって標示する。
 - 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ラテラル・ウォーターハザード（規則 26）

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。

 - スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーテージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 b の救済を受けることができる。しかしながら、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなさない。
 - No 4. においてクローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地（スルーザグリーン）とし、その上に球がある場合及びスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1 b (i) の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
 - 明らかに穴掘り動物ではない動物により荒らされた跡は、青杭と白線がなくても修理地として扱うことができる。
4. 動かさない障害物（規則 24-2）
 - 排水溝、ヤード表示杭、ヤード表示板
 - 人口の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し、白線が引かれた区域は修理地ではなくその障害物の一部とみなす。
 - 防球ネットが障害物となる場合、その障害物の上を超えたり、中や下を通さずにニアレスポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設（まき網など）はコースと不可分の部分とする。
6. スルーザグリーンで、地面（砂地の場所を除く）に自分で作ったピッチマークに球がくい込んでい

ときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。このローカルルール違反の罰は2打。

例外) このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けてはならない。
7. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーや携帯品

によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2, そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1a』を適用する。

(b) 『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。

5. スタート時間

『スタート時間規則6-3a』を適用する。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格とする。(ゴルフ規則6-8b注)**

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習禁止(規則7注2)『規則付I (B) 5b』

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属I (C) 5』を適用する。

8. 移動

競技委員が運転するカートに携帯品を積むことができる。競技委員会で認められた場合を除き、プレー中は乗車することはできない。(コースとコースの間のジョイントは乗ることができる。)

この条件の違反の罰や処置は「ゴルフ規則付属I (B) 8」を適用する。

9. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。

10. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

11. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

12. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 正規のラウンドにおいて各自が準備する自動機能を有さない手引きカートを使用することができる。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを科す。
4. 練習は指定練習場にて行い、打球練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
5. ティーマーカーは男子 青色、女子 白色とする。
6. 服装は日本高等学校ゴルフ連盟が定めるユニフォーム規定を遵守すること。装飾品の着用は認めない。
7. プレー中は、JGA発行のゴルフ規則書(2016年版のもの)、ローカルルール・競技の条件、目土袋、スコップ、グリーンフォークを常に携帯すること。(学校名、名前を明記すること。)
8. スコアカード提出は、エリア方式とし、エリアは建物「かりん」全体とする。
9. コース内は、携帯電話を使用しないこと。
10. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
11. 距離計測用の電子機器は使用禁止とする。

競技委員長